

# 1 令和7年度以降の格付制度の変更点について

## 格付けにおける評価基準の見直し（令和7年度の格付けから適用）

「技術者」及び「建設業従事職員」に対する評価における「継続雇用期間」を見直す。

- 【改正後】 経営事項審査の審査基準日において「6か月超の継続雇用」を評価  
【現行】 経営事項審査の審査基準日において「1年以上の継続雇用」を評価

# 2 今年度の経営事項審査について

## (1) 格付け制度の見直しに伴う様式変更について

令和7年度の格付けから、経営事項審査の審査基準日において「1年以上の継続雇用」としている評価要件が「6か月超の継続雇用」となります。これに伴い、「職員雇用状況調A（1年以上継続して勤務している者）」と「職員雇用状況調B（勤務が6か月を超え1年未満の者）」を廃止し、「職員雇用状況調（6か月を超えて継続して勤務している者）」とします。

また、「格付けに係る技術者数及び職員数」を（1年以上継続して勤務している者に限る。）から（6か月を超えて継続して勤務している者）に改めます。これに伴い、原則、技術職員名簿に記載できる技術者と格付けで評価対象となる技術者が一致するため、「格付けに係る技術者数及び職員数」の技術者数の欄は記入不要とします。ただし、測量・建設コンサルタント等に係る実態調査の対象になっている場合は、評価対象となる技術者が一致しないことがあるので、技術者数の欄も必ず記入してください。なお、職員数の欄については、従来どおり、全ての申請者が記入してください。

## (2) 令和7年度格付けに係る書類の提出について

令和7年1月に入札参加資格申請の定期受付を実施するため、格付けに係る次の書類を今年度の経審の際に提出してください。

### ① 経営基盤強化あるいは新分野進出状況に関する取組申告書

新分野進出等の経営基盤強化の取組について、格付けにおいて評価を受ける場合は、経営革新実施状況申告書あるいは新分野進出状況申告書を作成し、併せて確認資料を提出してください。

### ② 格付けに係るCPD取り組み状況調

格付けに係るCPD取り組み状況調は、CPD受講実績の有無にかかわらず土木一式工事を受審する場合は必ず提出してください。また、CPD受講実績がある場合は、学習履歴証明書（写し）も提出してください。

※令和3年度から経審においてもCPD単位取得数が評価対象となっていますので、学習履歴証明書の取得に当たっては次の点に注意してください。

	経審における評価	格付けにおける評価
対象業種	全業種	土木一式工事のみ
CPD認定団体	告示別表第18に掲げる団体 (手引き27ページ参照)	建設系CPD協議会加盟団体 (手引き37ページ参照)
評価対象期間	審査基準日から遡って1年間	審査基準日から遡って5年間
社内研修のユニット数	対象	対象外
記載様式	技術職員名簿等	格付けに係るCPD取り組み状況調
取得単位数の換算	必要	不要
1人の技術者が複数の団体から認定を受けている場合	合算不可	合算可

○ 評価対象となる単位を取得している場合は学習履歴証明書の提出が必要。

○ いずれも評価対象となる単位を取得している場合は、審査基準日から遡って1年間及び5年間の学習履歴証明書が必要。

### (3) 技術者要件の緩和について（令和5年7月1日施行）

一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。建設業法施行規則等の一部改正により、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第1次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました（指定建設業と電気通信工事業は除く）。また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。これに伴い、「技術職員資格区分コード表」を別紙「業種別技術職員コード表」に改めました。（※ 指定建設業は除く）

### (4) その他

格付けに係る書類等、様式が変更されていますので、必ず最新の様式により申請してください。

# 実務経験による技術者資格要件の見直し(一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)

- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。(指定建設業と電気通信工事業は除く)
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。※指定建設業は除く

## (改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
高等学校(指定学科)	卒業後 5年
上記以外	10年



## (改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年*
上記以外		10年

\*指定建設業と電気通信工事業を除く

## ○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

### 〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業生以外であっても、  
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)  
の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

# <資料> 営業所調査について

県内建設業者の営業実態と法令遵守の状況を確認するため、営業所調査を実施しています。

## 主な調査項目

### 1 営業実態の確認

- ・ 営業所での営業実態の確認
- ・ 経營業務管理責任者、専任技術者の勤務状況の確認

### 2 法令遵守の確認

- (1) 適切な社会保険の加入（法第7条第1号、法第15条第1号）
- (2) 帳簿の備付け（法第40条の3）

#### 帳簿の記載事項（規則第26条第1項）

- ① 営業所の代表者の氏名、代表者となった年月日
- ② 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次の事項
  - ・ 建設工事の名称、工事現場の所在地
  - ・ 契約年月日、注文者の名称等、住所、注文者が建設業者である場合はその者の許可番号
  - ・ 完成検査完了年月日、目的物の引渡年月日
- ③ 下請契約に関する次の事項
  - ・ 建設工事の名称、工事現場の所在地
  - ・ 契約年月日、下請負人の名称等、住所、下請負人が建設業者である場合はその者の許可番号
  - ・ 完成検査完了年月日、目的物の引渡年月日

※特定建設業者が一般建設業者（資本金4,000万円以上の法人は除く。）に下請させた場合は、次の事項についても記載が必要（元請工事に限らない。）

- ・ 支払った下請代金の額、支払年月日、支払手段
- ・ 支払いに手形を交付した場合はその手形の金額、交付年月日、満期
- ・ 下請代金の一部を支払った場合はその後の下請代金の残額
- ・ 遅延利息を支払った場合はその利息の額、支払年月日

- ④ 新築住宅の建設工事の請負契約に関する次の事項（元請に限る。）
  - ・ 当該住宅の床面積
  - ・ 発注者と2以上の建設業者との間で請負契約を締結した新築住宅の場合は、建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の負担の割合
  - ・ 住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券等を発注者に交付している場合は、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

帳簿の添付書類（規則第26条第2項）

- ① 契約書又はその写し
- ② 特定建設業者が一般建設業者に下請させた場合、支払った下請代金の額、支払年月日、支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- ③ 請け負った建設工事が施工体制台帳を作成しなければならないものである場合、当該施工体制台帳のうち、次の事項が記載された部分
  - ・ 監理技術者等の氏名、資格
  - ・ 監理技術者等以外に専門技術者を置いた場合は、その者の氏名、資格、その者が管理した建設工事の内容
  - ・ 下請負人の名称等、下請負人が建設業者である場合はその者の許可番号
  - ・ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
  - ・ 下請負人が置いた主任技術者の氏名、資格
  - ・ 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いた場合は、その者の氏名、資格、その者が管理した建設工事の内容

帳簿の保存期間（規則第28条）

- ・ 当該建設工事の目的物を引き渡したときから5年間
- ・ 発注者と締結した新築住宅の建設工事に係るものは10年間

※発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、完成図、発注者との打合せ記録、施工体系図（作成義務のある工事に限る。）を10年間保存する義務がある。

(3) その他

- ・ 車両、重機等の保有状況
- ・ 元下契約の締結状況
- ・ 営業所の写真撮影